

マニユライフ生命、新たな外貨建の個人年金保険 『パワー・カレンシー（介護保障タイプ）』を営業職員・代理店チャネルで発売

将来の介護に備えつつ資産運用も行いたいお客さま向けの「据置プラン」と、
要介護2または要介護3に認定されている方が加入できる「即時払プラン」の2つのプランを用意

マニユライフ生命保険株式会社（代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」）は、外貨建定額個人年金保険 ペットネーム『パワー・カレンシー（介護保障タイプ）』を、2017年8月1日にマニユライフ生命のプランライト・アドバイザー（自社営業職員）および一般代理店を通じて発売いたします。

高齢化が進み定年退職の年齢が変化するなど、ライフスタイルが多様化するなか、リタイアメント後を見すえた経済的準備としての年金保険商品への需要がますます高まっています。同時に、近年の要介護・要支援認定者数の増加に伴い、将来、万が一介護が必要になった場合の備えや、既に要介護・要支援認定を受けている方が将来の介護費用を準備しておきたいというニーズも高まっています。

『パワー・カレンシー（介護保障タイプ）』は、こうした介護に対する不安に応える終身年金保険です。介護に備えつつ、資産運用も行いたいお客さま向けの「据置プラン」と、要介護2または要介護3に認定されている*1お客さま向けの「即時払プラン」の2つのプランがあります。

「据置プラン」では、介護保障期間*2中に要介護2以上に認定された*3場合、一生涯にわたって介護年金を受け取ることができます。要介護2以上に認定されずに介護保障期間が満了した場合でも、一生涯にわたって年金を受け取れます。

「即時払プラン」は、契約日時点で要介護2または要介護3に認定されているお客さまがお申し込みできます。契約日の2か月経過後から、即時払介護年金*4を一生涯にわたって受け取れます。

生き方や働き方が多様化するなか、マニユライフ生命は、皆さまが自ら積極的に行動し、それぞれが思い描く理想の未来を切りひらいていかれることを応援していきたいと考えています。そして、未来を意識したその時に始まる、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」と名付けました。皆さまの「Life 2.0」をサポートするため、マニユライフ生命は今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

『パワー・カレンシー（介護保障タイプ）』の特長 *5

（詳細は別紙および右記 URL を参照: <http://www.manulife.co.jp/powercurrency-care>）

1. 「据置プラン」と「即時払プラン」があります。

- 「据置プラン」とは、お申し込み時に要介護2以上に認定されていない方がお申し込みいただけます。介護保障期間中に要介護2以上に認定された場合、一生涯にわたって介護年金をお支払します。介護保障期間中に要介護2以上に認定されなかった場合は、一生涯にわたって年金をお支払します。
- 「即時払プラン」には、お申し込み時に公的介護保険制度における要介護2または要介護3の状態に該当していると認定され、その効力が生じている方がお申し込みいただけます。
「即時払プラン」では、契約日の2か月経過後から即時払介護年金を一生涯にわたって受け取ることができます。



2. 外貨の金利を活用して年金または介護年金を受け取れます。

- ・ 契約通貨は米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
- ・ 年金・介護年金等は契約通貨(米ドルまたは豪ドル)、または、円*⁶で受け取ることができます。

3. 支払われる年金もしくは介護年金、または即時払介護年金の合計額を最低保証します。

- ・ 「据置プラン」では、年金の合計額として、年金原資(契約通貨建)の 100%または 110%のいずれかを最低保証します。なお、介護年金の場合も同様の取り扱いとなります。年金支払総額保証割合もしくは介護年金支払総額保証割合は、ご契約時に選択いただきます。
- ・ 「即時払プラン」では、即時払介護年金の合計額として、即時払介護年金原資(契約通貨建)の 100%または 110%のいずれかを最低保証します。即時払介護年金支払総額保証割合は、ご契約時に選択いただきます。

- *1 本プレスリリースでは、「公的介護保険制度の要介護 2 または要介護 3 の状態に該当していると認定され、その認定の効力が契約時に生じている」場合を「要介護 2 または要介護 3 に認定されている」と表記しています。
- *2 「介護保障期間」とは、契約日から年金支払開始日の前日までの期間です。
- *3 本プレスリリースでは、「公的介護保険制度による要介護 2 以上の状態に該当したと認定され、その認定の効力が生じた」場合を「要介護 2 以上に認定された」と表記しています。
- *4 本プレスリリースでは、「据置プラン」における介護年金と「即時払プラン」における介護年金とを区別するため、「即時払プラン」の介護年金に関連する各用語(介護年金受取人は除く)に「即時払」をつけて、「即時払介護年金」等の表記をしています。
- *5 この保険にかかる費用とリスクの詳細は別紙 4~5 ページをご覧ください。
- *6 「円支払特約 A 型」を付加した場合。その際、マニユライフ生命所定の為替レートが適用されます。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、130 年の歴史を持ち、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の 3 つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、お客さまが自ら健康で豊かな未来を切りひらいていくためのサポートをしています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

マニユライフについて

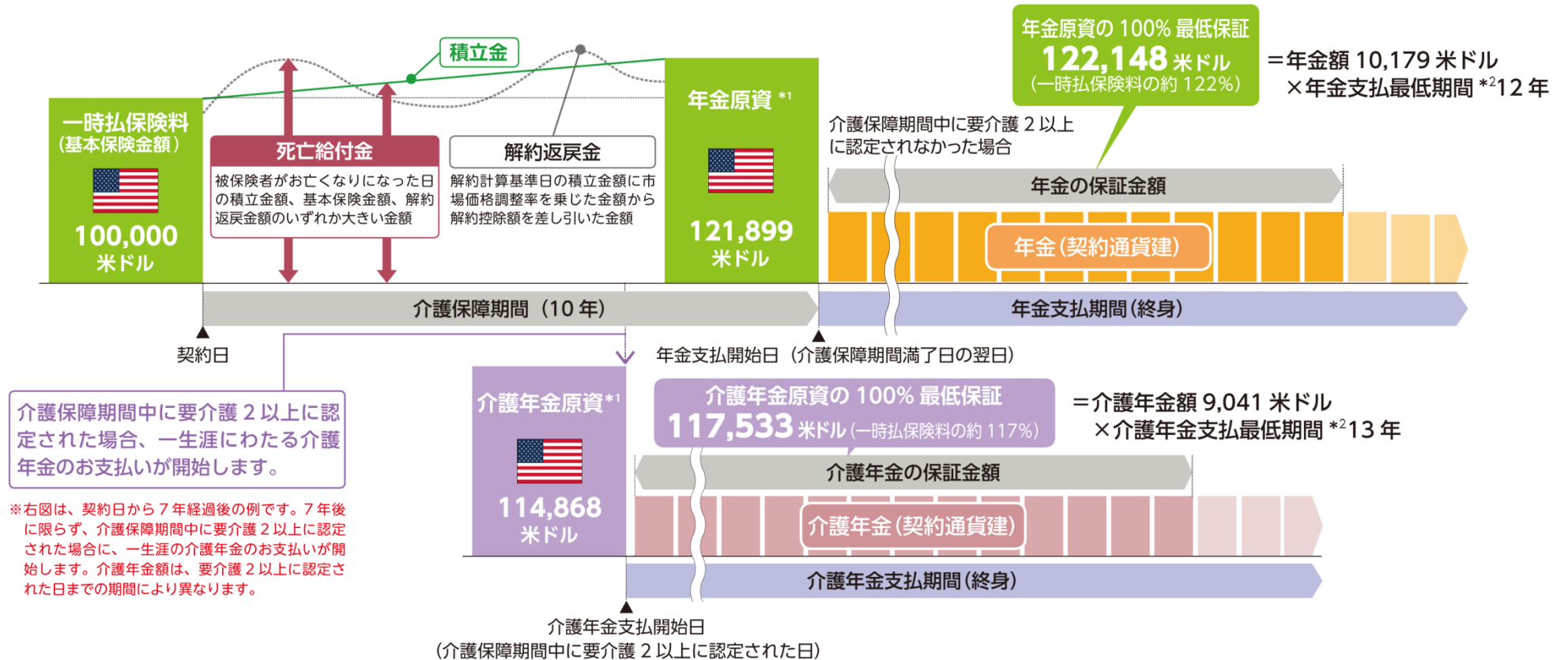
マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションは、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニユライフとして事業を行い、お客さまの夢や志をかなえるための的確なアドバイスやソリューションをご提供しています。マニユライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2016 年末現在、マニユライフは世界中で 35,000 人の職員と 70,000 人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,200 万を超えるお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニユライフの管理運用資産は、2017 年 3 月末現在およそ 1 兆カナダドル(7,540 億米ドル)です。また、過去 1 年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は約 263 億カナダドルとなりました。マニユライフは主にカナダ、米国、アジアで 100 年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。



<別紙>

『パワー・カレンシー(介護保障タイプ)』据置プラン

〈前提条件〉 ●年齢・性別／75歳・男性 ●契約通貨／米ドル ●一時払保険料／100,000米ドル ●積立利率／年2.00% ●介護保障期間／10年
●年金支払総額保証割合(介護年金支払総額保証割合)／100%



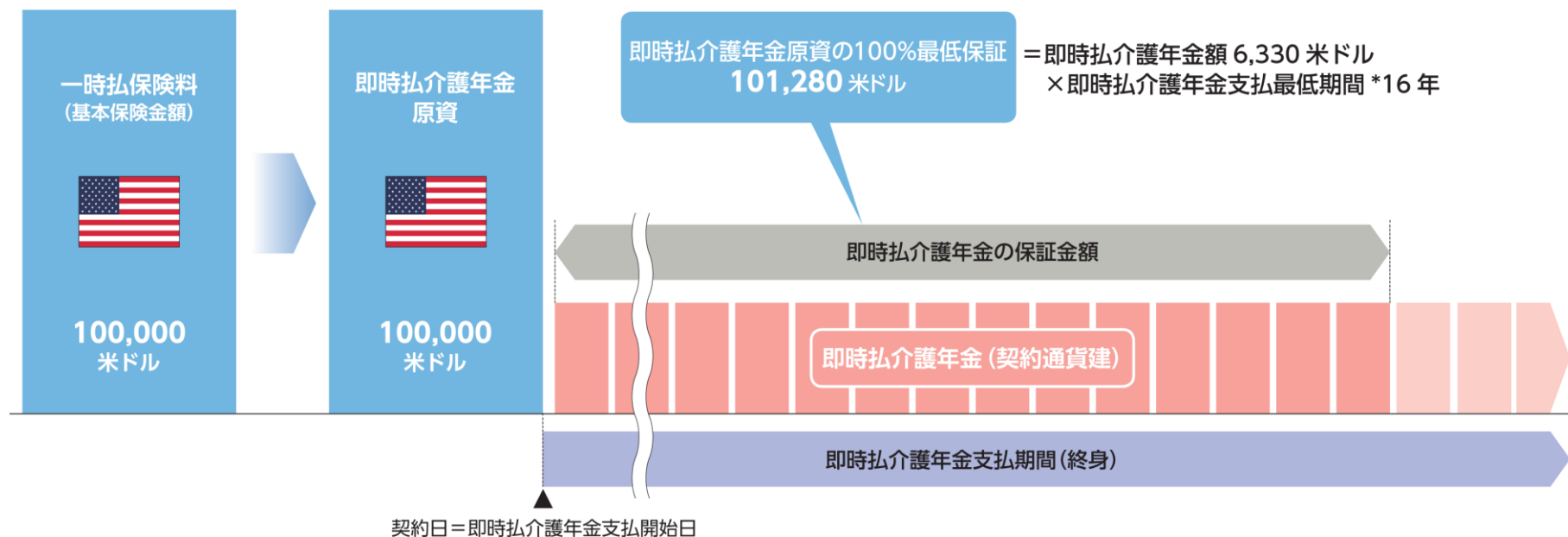
- *1 年金原資・介護年金原資は、小数第1位以下を切り捨てて表示しています。
- *2 「年金支払最低期間」「介護年金支払最低期間」とは、被保険者の生死にかかわらず年金・介護年金をお支払いする期間です。
- ※ 上図は、前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。
- ※ 具体的な数値等については「設計書」をご覧ください
- ※ 年金支払期間・介護年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いはありません。
- ※ 保証金額に達するまで、年金・介護年金をお支払いした後、被保険者が死亡された場合、それ以後の年金・介護年金のお支払いはありません。

ご注意

- 「据置プラン」は、お申し込み時に公的介護保険制度における要介護2以上に認定されている場合、要介護認定・要支援認定の新規申請中の場合または入院中の場合等には、お申し込みいただけません。
- この保険にかかるリスクや費用については、「リスクと費用について」をご覧ください。また、お申し込みにあたっての注意事項については、「各種お取り扱いについて」をご覧ください。

『パワー・カレンシー（介護保障タイプ）』 即時払プラン

〈前提条件〉 ●年齢・性別／75歳・男性 ●契約通貨／米ドル ●一時払保険料／100,000米ドル ●積立利率／年1.50%
●即時払介護年金支払総額保証割合／100%



- * 「即時払介護年金支払最低期間」とは、被保険者の生死にかかわらず即時払介護年金をお支払いする期間です。
- ※ 上図は、前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。
- ※ 具体的な数値等については「設計書」をご覧ください。
- ※ 解約・一部解約のお取り扱いはありません。また、死亡給付金のお支払いもありません。
- ※ 即時払介護年金支払期間中に被保険者が死亡された場合の一時金（死亡一時金）のお取り扱いはありません。
- ※ 即時払介護年金の保証金額に達するまで、即時払介護年金をお支払いした後、被保険者が死亡された場合、それ以後の即時払介護年金のお支払いはありません。

ご注意

- 「即時払プラン」は、お申し込み時に公的介護保険制度における要介護2または要介護3に認定されている方がお申し込みいただけます。
- この保険にかかるリスクや費用については、「リスクと費用について」をご覧ください。また、お申し込みにあたっての注意事項については、「各種お取り扱いについて」をご覧ください。

【各種お取り扱いについて】

項目	据置プラン	即時払プラン																		
被保険者の契約年齢(満年齢)	55歳～80歳	50歳～80歳																		
契約通貨	米ドルまたは豪ドル ※契約通貨を重複して選択することはできません。また、契約後に契約通貨を変更することもできません。																			
最高保険料	1億円相当額*1 *1 同一被保険者でマニユライフ生命所定の保険契約の基本保険金額を通算して1億円かつマニユライフ生命所定の定額個人年金保険契約の基本保険金額を合算し、5億円を超えることはできません。 ※この保険の(即時払)介護年金額等とマニユライフ生命所定の保険契約の年金額等を通算し、同一被保険者について300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取扱いはできません。																			
保険料の払込通貨	お払い込みいただく保険料の最低額および単位は払込通貨に応じてつぎのとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>円</th> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> <th>ユーロ</th> <th>ニュージーランドドル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低額</td> <td>500万円</td> <td>40,000米ドル</td> <td>40,000豪ドル</td> <td>40,000ユーロ</td> <td>40,000ニュージーランドドル</td> </tr> <tr> <td>取扱単位</td> <td>10,000円</td> <td>100米ドル</td> <td>100豪ドル</td> <td>100ユーロ</td> <td>100ニュージーランドドル</td> </tr> </tbody> </table> ※保険料の払込通貨を重複して選択することはできません。 ※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、お払い込みいただいた保険料相当額をマニユライフ生命の定める為替レートを用いて契約通貨建の保険料を計算します。また、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は、米ドルのときは1米ドル、豪ドルのときは1豪ドルとなります。 なお、上記にかかわらず、契約通貨建の一時払保険料に換算して 20,000米ドルまたは20,000豪ドル を下回ることはできません。			円	米ドル	豪ドル	ユーロ	ニュージーランドドル	最低額	500万円	40,000米ドル	40,000豪ドル	40,000ユーロ	40,000ニュージーランドドル	取扱単位	10,000円	100米ドル	100豪ドル	100ユーロ	100ニュージーランドドル
	円	米ドル	豪ドル	ユーロ	ニュージーランドドル															
最低額	500万円	40,000米ドル	40,000豪ドル	40,000ユーロ	40,000ニュージーランドドル															
取扱単位	10,000円	100米ドル	100豪ドル	100ユーロ	100ニュージーランドドル															
介護保障期間	10年 または 90歳*2 *2 「契約日からその日を含めて被保険者の年齢が90歳になる年単位の契約応当日の前日までの期間」です。	— *3 *3 即時払プランでは、契約日と即時払介護年金支払開始日が同日のため、介護保障期間はありません。																		
保険料の払込方法	一時払のみ ※「マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しています。																			
保障の責任開始期	マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾した時は、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。																			
年金受取人	契約者または被保険者	(年金のお支払いはありません)																		
介護年金受取人	被保険者または死亡給付金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族																		
後継年金受取人(後継介護年金受取人)	(介護)年金受取人の配偶者または3親等内の親族	介護年金受取人の配偶者または3親等内の親族																		
告知について	告知していただく事項はありません。																			
契約者配当金	配当金はありません。																			
クーリング・オフ	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険は、クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。 ●お申込者または契約者は、申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。 ※お返す通貨が外貨の場合、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。																			
円支払特約A型	<ul style="list-style-type: none"> ●年金・(即時払)介護年金・死亡給付金・解約返戻金・年金の一括支払・(即時払)介護年金の一括支払等をマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。 ●契約者(年金支払開始日以後は年金受取人、(即時払)介護年金支払日以後は介護年金受取人、死亡給付金のご請求の際は死亡給付金受取人)のお申し出により、付加または解約することができます。 																			

※契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨または契約年齢によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

△ ご注意

お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。

この保険にかかるリスクについて

■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・(即時払)介護年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「年金または(即時払)介護年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額」が、「契約時にお払い込みいただいた金額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。

■解約等のリスクについて

- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を、契約日から30年以内の解約返戻金額、年金の一括支払および(即時払)介護年金の一括支払による支払金額に反映させます^{*1}(市場価格調整)。また、解約返戻金額または(即時払)介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
- したがって、次の金額^{*2}が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - ・「解約返戻金額」
 - ・「(即時払)介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた(即時払)介護年金の合計額」の総額
 - ・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額

*1 即時払プランの「即時払介護年金の一括支払」の場合は、契約日から終身にわたり即時払介護年金の一括支払による支払金額に反映させます。

*2 一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

※ 即時払プランの場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

この保険にかかる費用について

- この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、契約日から10年以内の解約、一部解約時および(即時払)介護年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

※即時払プランの場合、「死亡保障に必要な費用」はありません。

■解約、一部解約時および(即時払)介護年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 契約日から10年以内の解約、一部解約時および(即時払)介護年金の一括支払時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日^{*1}までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただきます。解約控除は、解約に相当する部分の積立金額^{*2}に経過年数に応じて下表の解約控除率を乗じた金額となります。

契約日から の経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0.0%

*1 (即時払)介護年金の一括支払の場合は、(即時払)介護年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日とします。

*2 (即時払)介護年金の一括支払の場合は、(即時払)介護年金の支払保証部分の現価とします。

※ 即時払プランの場合、「解約」および「一部解約」のお取扱いはありません。

■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 年金・(即時払)介護年金・死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①～③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)^{*3}との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、④の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)^{*3}との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

①「保険料円入金特約 A 型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合

②「円支払特約 A 型」を付加し、年金・(即時払)介護年金・死亡給付金等を円でお支払いする場合

③「円支払特約 A 型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合

- ④「保険料米ドル入金特約 A 型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合
 *3 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目		契約通貨	
		米ドル	豪ドル
①	「保険料円入金特約 A 型」の為替レート	契約通貨の TTM+50 銭	
②	「円支払特約 A 型」の為替レート	契約通貨の TTM-1 銭	契約通貨の TTM-3 銭
③		契約通貨の TTM-50 銭	
④	「保険料米ドル入金特約 A 型」等の為替レート	$(\text{契約通貨の TTM}) \div (\text{保険料の払込通貨の TTM} - 50 \text{ 銭})$	

※2017 年 8 月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

※即時払プランの場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。